

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年2月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(令和元年度地盤沈下観測調査一級水準測量)
- 2 作業期間 令和2年1月7日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 佐賀市諸富町